

## ペットボトルの分別にご協力ください！

皆さんが資源ごみとして出しているペットボトルは選別・粉碎などの工程を経て、衣料品や卵のパックなど新たな製品に生まれ変わります。

### より質の高いリサイクルのためにできること

①リサイクルマークのない容器は出さない



←リサイクルマーク



←このマークの容器は可燃ごみへ

②半透明のボトル（主に油用、ドレッシング用）は出さない

③キャップとラベルは取り除く

※手ではがす。

はがせない場合はそのまま出せます。

④色付きのボトルは出さない

※リサイクルマークがあっても不可。

⑤軽く洗って、汚れを取り除く

★環境推進課 ☎ 25- 1 1 7 2



▲半透明のボトルは可燃ごみへ



▲キャップとラベルは可燃ごみへ

## SDGs ワークショップ

「電気を学ぼう！見てみよう！」

大きな変電所の見学と高所作業車に乗ってみよう！未来の電動車も見られるかも！



日時 9月24日(土) 午前10時～正午

会場 北泉公民館

主催 東京電力パワーグリッド(株)

申込 9月22日(木)までに電話または

講師 東京電力パワーグリッド(株)社員

直接環境推進課へ

対象 小学4年生から高校生とその保護者

※ワークショップ中に自家用車での移動があります。保護者（自家用車）なしでの参加は、申込時にご相談ください。

定員 10組（先着順）

費用 無料

★環境推進課 ☎ 25- 1 2 4 9

### 集団資源回収予定表 <古紙類・缶類> ※天候等で変更になる場合もありますので、各団体にご確認ください。

回収場所	日程	時間	問合せ先
アスパアこだま	9月4日(日)、10月2日(日)	午前9時～11時	ハートtoハート(佐久間さんち) ☎22-9300
市役所	9月18日(日)	午前9時～午後1時	
本庄南公民館 ※布類回収も実施	9月10日(土)		佐久間さんち ☎22-9300
就労継続支援B型事業所「佐久間さんち」(本庄高校北側)	随時受付		ポノポノ ☎23-2195

■令和4年6月分のごみの量（可燃・不燃・有害・粗大）

家庭系ごみ排出量 1,763.23t 1人1日当たりのごみ排出量 約756g 前年同月比 -3g (-0.4%)

事業系ごみ排出量 708.1t 1人1日当たりのごみ排出量 約304g 前年同月比 ±0g (±0%)

埼玉県内の平均に比べ、家庭系のごみの排出量が多い状況にあります。生ごみの水切りや資源物の分別に加えて、家庭での食品ロス対策等を実践するなど、ごみの減量化・資源化に更なるご協力をお願いします。

※埼玉県内の1人1日当たりのごみ排出量は家庭系ごみが528g、事業系ごみが201g（令和元年度実績）

## 9月30日は クサゼロ の日です



市では、雑草の繁茂を減らし、きれいで快適なまちづくりを推進するため、9月30日を「クサゼロの日」、暑さが和らぐ9月30日から10月末までをクサゼロ運動期間と定めています。

期間中、ご家庭や職場周辺、空き地など身近な場所で行う除草活動＝「クサゼロ運動」にご協力をお願いします。すでに取り組んでいる「ごみゼロ運動」（5月30日に合わせて実施している市内全域の春の清掃活動）に加えて、秋のクサゼロ運動に全市的に取り組んで、地域の環境美化の向上につなげましょう。

★問い合わせ 環境推進課 ☎ 25- 1 1 7 3  
支所環境産業課 ☎ 72- 1 3 3 4

### 空き地の雑草等でお困りの方へ

所有者（管理者）が不明な空き地の雑草等で迷惑しているなど、お困りの場合はご相談ください。

空き地の状況と所有者（管理者）を確認し、適正な管理について指導を行います。

#### 《ご相談の際の留意事項》

- ・管理を行うのは、所有者（管理者）です。市では除草等は行いません。
- ・所有者の死亡や相続等の事情により、対応に時間を要する場合があります。
- ・農地に繁茂する雑草等については、農業委員会事務局（☎ 25- 1 1 7 9）にご相談ください。



## 9月20日から26日は 動物愛護週間です

動物は、家族の一員だけでなく、多くの人々から愛される存在です。その一方で、動物の飼い方や関わり方について、多くの相談が寄せられています。この機会に、動物との暮らし方を見直してみましょう。

#### ◆動物を飼う前に、次のことを考えてみてください。

✓犬や猫の寿命は、10年以上です。家族の一員として、一生世話をすることができますか。

✓食事、しつけ、運動、フン処理など、世話をする人は決まっていますか。

✓フンの処理、鳴き声、においなど、近隣に迷惑をかけずに飼うことができますか。

生まれたすべての動物を飼い続けたり、新しい飼い主を探すのは、とても難しいことです。繁殖を望まない場合は、避妊・去勢手術を受けさせましょう。

#### ◆犬を飼っている方へ～散歩のときは～

事故を防ぐために、リードをつなぎ、常にコントロールできる長さで散歩しましょう。また、散歩中のフンは飼い主が責任を持って持ち帰ってください。

#### 【犬の登録・狂犬病予防注射を受けましょう】

犬の飼い主は、犬の生涯に1度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務づけられています。未登録の犬を飼っている人は、速やかに登録をしてください。

※フン害にお困りの方には、啓発用の看板を無償で配付しています。環境推進課（市役所4階）、支所環境産業課（アスパアこだま2階）へお越しください。

#### ◆猫を飼っている方へ～猫は室内飼いをしましょう～

室内飼いをすることで近隣への迷惑防止となるだけでなく、交通事故等や病気から猫を守ることもなります。

猫には犬のような登録制度や放し飼いを規制する法制度がなく、市や保健所では保護・捕獲はできません。猫が敷地内等に入らない方法等については、県HPをご覧ください。



県HP

#### ★犬の登録・注射のお問い合わせ

環境推進課 ☎ 25- 1 1 7 3

#### ★野犬の捕獲・保護、犬の飼い方に関する相談

本庄保健所 ☎ 22- 6 4 8 1

#### ★猫に関する相談

埼玉県動物指導センター ☎ 0 4 8- 5 3 6- 2 4 6 5